

(一社) 宣誓マーク協会「入会審査基準」

第1条(目的)

本規則は、一般社団法人宣誓マーク協会(以下「協会」と言う。)の「会員規約」第2条の規定により、協会への入会審査基準および、入会手続きの手順について必要な事項を定める。

第2条(入会申請時提出書類)

入会申請をするものは以下の書面を入会申請書と共に提出する。

- (1) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 原本 ※法人のみ
- (2) 代表者の写真付き身分証明書のコピー(例:免許証、パスポート、住基カード等のコピー)
- (3) 直近の代表者又は責任者の写真画像(正面、無帽、無背景) 個人事業主のみ
- (4) 誓約書
 - ・協会の判定に従う旨
 - ・協会会員全体の偽造品排除のため、協会(事務局)への情報提供に積極的に協力する旨
 - ・AACD基準外商品を販売した場合には返金・交換等適切な対応をとる旨
 - ・商品に関する情報を適正に表示するよう努力する旨
 - ・反社会的勢力と無関係であることの誓約書
- (5) 過去の不正商品販売により、刑事責任の追及を受けたことが無い旨の報告書
- (6) 申込時に6か月以上の販売実績があることの証明(プラットフォームでの販売履歴等)
- (7) 入会審査にあたり、協会がプラットフォーム、信用調査機関、およびAACDの会員に対し、照会することを了承する書面

2 上記に加え、中古品取扱い者は以下の書面を提出する。

- (1) 古物商許可証のコピー
- (2) 古物営業法に基づく台帳の写真、及び、表紙と直近取引10件程度のコピー

第3条(入会答申)

協会事務局(以下、事務局と言う。)は、以下の条件に合致する場合、理事会に入会の可否について理事会に諮問する。なお、理事会への諮問の際、企業名、代表者名等の情報を開示し、一般社団法人日本流通自主管理協会役員へ参考意見を聞く場合がある。

- (1) 入会申込書と第2条に定める書面が提出された場合
- (2) 上記(1)の提出書面に虚偽申請が無いと考えられる場合
- (3) 利用プラットフォームでのカスタマーレビューの評点が最高点の70%を下回らない場合

第4条(入会までの手続)

一般的に以下のような手続きを経て入会の可否の審査が行われる。

宣誓マークホームページの入会申し込みフォーム記入 = 入会申請書
入会申請書内容確認(事務局)

事務局より入会希望者へ、提出書類リスト及び各種誓約書フォームのメール送付
提出書類及び署名済み誓約書の原本を事務局に郵送
実態審査（約2週間程度）
理事会への諮問
理事会による入会審議
 で入会許可が出た場合、その旨の通知と入会金等・会費等の納入通知発送
入金を確認後、仮会員登録
事務局による販売実績、販売内容の確認（約2か月間）
 により問題ない場合に正会員登録
正会員登録後、宣誓マーク表示

以上

令和元年11月12日 第3条なお書追加